

第6期やまがた食の安全・安心アクションプランの概要（案）

計画策定の基本的考え方

【策定の趣旨】

生産から消費に至る食品の安全性をより一層確保することを目的に、具体的な取組みを総合的かつ計画的に展開する行動計画して策定する。

【位置付け】

「やまがた食の安全推進基本方針」（2003年3月策定）に基づく計画

計画期間

2021年度～2024年度（4年間）

現状と課題

【食を取り巻く現状・社会情勢等への対応】

- ・食品の安全と環境保全に一体的に取り組むGAP（農業生産工程管理）の普及を図り、更なる食の安全性の確保のため、国際基準に整合した衛生管理が求められている。
- ・国内において高病原性鳥インフルエンザや豚熱（CSF）等の家畜伝染病の発生が見られることから、農場における衛生管理を徹底する必要がある。
- ・自然毒（スイセンや毒きのこの誤食）や寄生虫アニサキスによる食中毒が毎年発生していることから、予防のための啓発を強化するとともに、複数の都道府県にまたがる広域的な食中毒事案に対応するための迅速な情報共有と連携が必要となる。
- ・改正食品衛生法により2021年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化されることから、食品等事業者への円滑な導入と定着を推進する必要がある。
- ・改正食品衛生法に基づく新たな食品営業許可・届出制度の円滑な導入を図る必要がある。
- ・改正食品表示基準に基づく新たな食品表示に対応するため、食品等事業者へ周知を行うとともに、適正な表示について指導を行う必要がある。
- ・健康被害（疑い含む）発生時において、健康被害を未然に防止する観点から、迅速かつ適切に食品の回収（リコール）を行う体制を整備する必要がある。
- ・県民の不安の解消と正しい知識の普及のため、より多くの県民への迅速かつ的確な情報提供が必要である。

【令和2年度県政アンケート調査（12月公表予定）】

○調査項目

- ・日常生活の中で食品の安全性に不安を感じるか
- ・食の安全性を高めるための必要な取組みについて

計画の推進と進行管理

- ・各年度の取組みについて、山形県食の安全推進会議へ報告し、評価を行う。
- ・計画の進捗状況や評価について、県のホームページで公表し、広く県民に情報提供を行う。

施策の展開方向

基本方針Ⅰ 県産農林水産物の信頼性の確保

- ①農産物の安全性確保の取組み強化と環境保全型農業の推進
 - ・食品の安全性確保に向けた適切な農業生産を実施するためのGAPの取組みの拡大・定着並びに取組レベルの高い国際水準GAPの認証取得の促進
 - ・有機農業、特別栽培等の取組拡大による農業生産における化学肥料・化学合成農薬の低減の推進
- ②安全で安心な畜産物の提供
 - ・高病原性鳥インフルエンザ・豚熱（CSF）検査等の継続実施
 - ・家畜の飼養衛生管理基準遵守の継続指導
 - ・高度な衛生管理を行う農場HACCP認定取得の支援
- ③安全で安心な水産物の提供
 - ・岩がきのノロウィルス検査等の継続
 - ・魚病発生の未然防止や水産用医薬品の適正使用指導等による衛生管理の推進

生産者への
働きかけ

基本方針Ⅱ 流通する食品の安全・安心の確保

- ①流通する食品（輸入食品を含む）の監視・指導と検査の充実
 - ・不良食品の流通を防止するための食品等事業者への監視指導の充実
 - ・流通食品（輸入食品を含む）の残留農薬や動物用医薬品の検査の実施
- ②食中毒予防対策の充実と広域的な食中毒事案の対応強化
 - ・年末食品等監視強化月間等における食品等事業者への衛生管理に係る指導徹底
 - ・自然毒による食中毒の発生防止のための啓発
 - ・食中毒が広域で発生した場合の自治体間の連携強化
- ③HACCPに沿った衛生管理の定着
 - ・食品等事業者の規模や形態に応じたきめ細かな指導と運用後の検証の実施
- ④改正食品衛生法に基づく新たな食品営業許可・届出制度への移行
 - ・新たに許可・届出対象となる事業所（漬物製造業・水産製品製造業等）への制度周知
- ⑤適正な食品表示の確保と徹底
 - ・原料原産地表示の義務化（R4.3月から）など、改正食品表示基準への円滑な移行に向けた取組強化
 - ・関係機関との連携、協力による適正な食品表示の監視指導の充実
- ⑥食品等事業者における食品衛生上の危機管理体制の充実
 - ・健康被害の発生する可能性がある場合の迅速かつ的確な被害の発生・拡大防止対策の徹底
 - ・トレーサビリティ確保のための記録の作成、食品リコールの際の遅滞ない報告の徹底

食品等
事業者への
働きかけ

基本方針Ⅲ 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築

- ①生産者・食品等事業者・消費者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映
 - ・食の安全推進会議の開催による各層からの意見聴取
 - ・食の安全推進交流会などのリスクコミュニケーションにおける意見交換
 - ・出張セミナーの開催による学習機会の提供
- ②県民への情報提供の推進
 - ・食の安全ほっとインフォメーション事業の内容充実
 - ・県HPや各種媒体による情報発信の充実、報道機関への情報提供と県民への周知

県民全体への
働きかけ

（下線は新規取組み）